

船舶戦争保険航路定限

(平成 31 年 3 月 15 日改正)

1. 一般世界水域。ただし、次に掲げる水域（以下「除外水域」という。）を除く。

- (A)Nigeria
- (B)Benin
- (C)Togo
- (D)Gulf of Guinea

(a) Togo、Benin および Nigeria 沿岸（の南側）

(b) Togo と Ghana の国境線と海岸線が接する点から北緯 3 度、東経 1 度 12 分まで引いた線（の東側）

(c) 北緯 3 度、東経 1 度 12 分から北緯 3 度、東経 8 度まで引いた線（の北側）

(d) 北緯 3 度、東経 8 度から北緯 4 度、東経 8 度 31 分まで引いた線、同地点から Nigeria と Cameroon の国境線と海岸線が接する点まで引いた線（の西側）

に囲まれた水域に限る。

ただし、沿岸から 30 海里以上離れて同水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

- (E)Somalia

- (F)Syria

- (G)Iraq

Al Basra (Mina al Bakr)、Khor al-Amaya、および同国沿岸から 12 海里を超えて 50 海里までの水域（他国の領海であると国際的に認定されている水域を除く。）に所在する Iraqi offshore oil terminal への航行を含む。

- (H)Saudi Arabia

ただし、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

- (I)Israel

- (J)Lebanon

- (K)Yemen

ただし、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

- (L)Eritrea

北緯 15 度以南に限る。

- (M)Indian Ocean

Indian Ocean とは以下の水域をいう。

Indian Ocean、Arabian Sea、Gulf of Aden、Gulf of Oman、Southern Red Sea

ただし、

(a) Red Sea内の北緯15度線（の南側）

(b) Gulf of Oman内の東経58度線（の東側）

(c) 東経65度線（の西側）

(d) 南緯12度線（の北側）

に囲まれた水域に限り、かつ別段の定めがある場合を除き、隣接諸国の沿岸から 12 海里までの水域を除く。

- (N)Venezuela

同国沿岸から 200 海里までの排他的経済水域に所在する全ての offshore installations を含む。

ただし、

(i) Venezuela の所有に属さない島嶼、保護領、または国の領海（沿岸から 12 海里までの水域）に所在する installations を含まない。

(ii) 同水域を通過する場合であり、かつ当該水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

- (O)Iran

- (P)Libya

- (Q)Pakistan

2. 前項に掲げる除外水域のうち、国名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの水域を含むものとする。港名（ports）、地名または沿岸名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの隣接水域、ハーバー（harbours）、および沖合い施設（offshore installations）を含むものとする。